

「太陽の塔」の入館料は、次の割合を限度として減額又は免除できるものとする。

なお、手帳等の提示時に、ご本人の確認をさせていただきます。

- ①身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付を受けた者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、知的障がいのある者と判定されて療育手帳又はこれに準ずる手帳等の交付を受けた者が使用する場合で、手帳等の提示があるとき：全額免除
- ②原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく被爆者健康手帳の交付を受けた者が使用する場合で、手帳の提示があるとき：全額免除
- ③上記①及び②の付添者（手帳等の交付を受けた者1名につき1名）：全額免除
- ④児童扶養手当、遺族年金等を現に受給しており、都道府県知事等が発行した証書等の交付を受けたひとり親家庭の世帯員：全額免除
- ⑤学校団体の利用に係る小学生若しくは中学生、高校生又はこれらに準ずる者の引率者（下見1回を含む）：全額免除
- ⑥日本庭園・自然文化園の一人一年間入園券を使用して入館する者：560円に減額
- ⑦公園事業や公園施設等を紹介するニュース番組等の作成のために取材や撮影等を行う者（万博公園の広報の一環として取り扱うことができるものに限る）：全額免除
- ⑧①から⑦に掲げるもののほか、利用者間の均衡を失しない範囲内において適当と認めるとき：大阪府知事が適当と認める額